

食安輸発0621第1号  
平成24年6月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産ミズオジギソウのトリアゾホス及びオオバコエンドロのプロフェジン並びに中国産ウーロン茶のトリアゾホス及びピーマンのピリメタニル並びにベトナム産未成熟えんどうのアセフェート)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年6月19日付け食安輸発0619第1号)により通知したところです。

このたび、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

## 記

### 1. タイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ミズオジギソウ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。

を削除し、同項中の

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス シベルメトリン プロフェジン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホス、基準値（0.05ppm）を超えるシベルメトリン及び基準値（0.01ppm）を超えるプロフェジンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホス及び基準値（0.05ppm）を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。

に改める。

2. 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ウーロン茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.05ppm）を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。

を削除し、同項中の

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール ピリメタニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるピリメタニルが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。

3. ベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
未成熟えんどう及びその加工品（簡易な加工に限る。）	さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。	アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.1ppm）を超えるアセフェートが検出されるおそれがあるため。

を削除する。